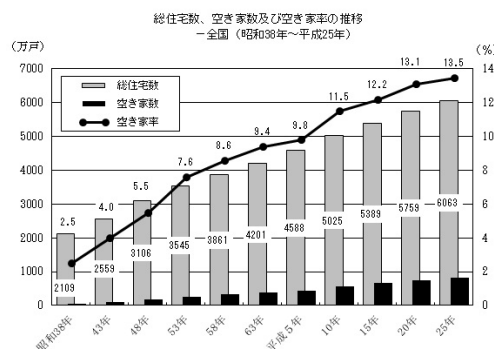


今こそ 若い力で 新しい習志野。

関根ひろゆき Report

5 空き家を無くせ！

今まで、空き家問題は、地方の過疎化問題の一環として語られがちでしたが、今や、地方だけの問題でなく、都市部でも多くの空き家が存在し、無視できなくなっています。直近の総務省の平成25年住宅・土地統計調査（確報集計）によると、平成25年10月1日現在の総住宅数は6063万戸、うち空き家は820万戸で、空き家率は13・5%と過去最高でした。同調査では、地方に限らず都市部でも空き家の増加傾向が見て取れます。習志野においても統計上、多くの空き家・空き部屋が存在し、年々増加しているそうです。



防犯・防災上など多くの問題

一言で空き家と言っても此処で問題とされるのは、管理する人のいない放置された空き家です。長年管理されずに放置された空き家は、老朽化による倒壊、放火による火災、不審者の侵入、周辺の景観悪化など数々の問題をはらんでいます。しかし、多くの場合、所有者が遠方に居住しており、周辺の方々が迷惑しても連絡がつかないのが実態です。一方、所有者からすると、相続したもの、の遠方、高齢のため管理できない、相続でもめて所有者が決まらない、管理サービスも高額と様々な原因が挙げられます。更にすることによって固定資産税の軽減措置が受けられないといった財政的問題も指摘されています。



都市部でも増える問題空き家。

空き家対策特別措置法が施行

そこで、昨年、国で空き家対策特別措置法が制定され、この2月に施行が開始されました（一部は5月から）。今までは、問題空き家があっても私有財産に対して有効な手立てが取れませんでした。同法では、市町村が国の指針に基づいての計画を策定し、立ち入り調査を含む情報収集を行います。得られた情報をもとに活用対策を図るとともに所有者に対し、指導・助言・勧告、最後には、命令、それでも従わなければ行政代執行を行うなど強い権限が与えられています。また、放置すると固定資産税の減免措置が適用されなくなります。

空き家対策特別措置法

市町村による計画の策定

- 空き家等対策計画を策定・協議会を設置

市町村による空き家の情報収集

- 所有者把握に固定資産税情報利用可
- 空き家等への立ち入り検査権限付与

危険な特定空き家に対する措置

- 市町村による指導・助言・勧告・命令
- 従わなければ行政代執行も可

優遇税制の適用除外

- 指導に従わない場合、固定資産税減免措置適用不可



空き家の有効活用が求められる

既にある問題空き家の対策は勿論ですが、今後、増やさないことが大切です。施行にあたって、国は、重点的あるいは先行的に推進すべき地区を決めて対策に当たる、空き家を地域の集会所や訪問客との交流スペースなどの活用方法を検討することなどの指針を示しました。私は、この機会に習志野市でも条例を制定するなど地域の活性化に利するような計画を練るべきだと思います。ここは、知恵の使いようです。民間やNPOと連携するのも良いでしょうし、彼らのモチベーション（やる気）を上げるために一定のインセンティブ（報奨）を与えるのも良いのではないのでしょうか？ 災い転じて福をなすではありませんが、地域の活性化を促すような制度設計にしたいものです。

